

河内長野市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項に基づき設置する河内長野市総合教育会議の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 市長は、会議の開催場所の規模等を勘案して、傍聴者の定員(以下「定員」という。)を定めることができる。

(傍聴手続等)

第3条 会議の傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)は、会議の開始10分前までに所定の受付を済ませるものとし、同時刻において傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により会議の傍聴者を決定するものとする。

2 前項に規定する時刻において、傍聴希望者が定員に達していないときは、定員に達するまで傍聴希望者を受け付けるものとする。ただし、会議の開始後は、定員に満たない場合でも傍聴希望者の受付を終了することができるものとする。

(傍聴者遵守事項)

第4条 会議の傍聴者は、傍聴に際し、次に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を守らなければならない。

- (1) 会議中は静粛を守り、会議の妨げとなる言動は行わないこと。
- (2) 質問、賛否その他の意見等を発言又は表明しないこと。
- (3) 拍手、挙手その他の方法で意見等を表明又は表現しないこと。
- (4) 意見、意思等を表明するもの又は記載したものを所持し、持参し、又は着装しないこと。
- (5) 許可なく、録音、録画又は撮影をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、会場内を遊歩しないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑となり、又は傍聴の妨げとなる言動等を行わないこと。
- (8) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (9) 銃器、刃物その他の危険物(可燃物等を含む。)を会場に持ち込まないこと。
- (10) 会議の終了後又は会議を公開しないことの決定があったときは、速やかに退室すること。
- (11) その他職員の指示に従うこと。

2 市長は、遵守事項に違反し、又は違反していると認められる傍聴者があるときは、当該傍聴者に対し、当該事項を遵守するよう命じ、又は退室を命ずることができる。

(傍聴禁止等の措置)

第5条 市長は、遵守事項を遵守しないことを明らかにし、若しくは遵守することを明らかにしない傍聴希望者又は過去に開催の会議において前条第2項の規定により遵守事項を遵守するよう命じ、若しくは退室を命じた者に対し、第3条の規定による傍聴の受付をせず、会場への入室を禁じ、又は会議の傍聴を禁止することができる。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。